

特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督の状況（平成24年度）

1 取りまとめの趣旨

特別の法律により設立される民間法人（民間法人化された特殊法人・認可法人）については、各所管官庁が、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）（以下、「指導監督基準」という。）に基づき、適時・適切な指導監督を行い、毎年度その状況を公表することとされ、総務省は、各所管官庁が公表したものを取りまとめることとされています。

2 指導監督基準

指導監督基準は、特別の法律により設立される民間法人に関する政府としての統一的な指導監督の基準を整備したものです（別添「指導監督基準」参照）。総務省は、事業、機関（役員等）、財務・会計、株式の保有、情報公開等57項目について取りまとめを行っています。

3 対象法人

平成24年度末における指導監督基準の対象法人は、9省庁38法人となっています。

所管官庁名	法人数
警察庁	1
金融庁	1
総務省	4
法務省	2
財務省	1
厚生労働省	11
農林水産省	5
経済産業省	9
国土交通省	4
計	38

（注）農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7（1）ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央金庫等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

4 指導監督の状況

平成24年度末現在、法人全体の指導監督基準の充足率は98.2%（延べ1,366事項のうち1,342事項が充足）となっています。

監査役員、役員及び評議員の在任年齢規程の未整備などにより、延べ24事項が指導監督基準を充足していない状況にありますが、各所管官庁では、引き続き指導監督を行うなど、その適正化を図っています（詳細は、別添「平成24年度における所管官庁の指導監督状況」参照。未充足事項は、網掛けの「△」又は「×」。）。

なお、「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」（平成25年12月 総務省行政評価局）において、各所管官庁において講ずべきとされた措置の状況については、次回の取りまとめ（平成25年度の指導監督状況）において公表することとしています。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成24年度の指導監督状況

所管官庁照会先

所管官庁名	合特 理殊 化法 計人 画等 関整 係理	法 人 名	民間法人化 年月日	担当部局名	連 絡 先	所管官庁の公表ホームページアドレス
警 察 庁	◎	自動車安全運転センター	平成15年10月1日	交通局交通企画課	03-3581-0141 (内線5062)	http://www.npa.go.jp/svokan/koutsukikaku/home1.htm
金 融 庁	◎	日本公認会計士協会	平成16年4月1日	総務企画局企業開示課	03-3506-6000 (内線2768)	http://www.fsa.go.jp/koueki/index.html
総 務 省		日本消防検定協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課	03-5253-7523	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/svokan/ic_hiran.html
		消防団員等公務災害補償等共済基金	平成9年4月1日	消防庁防災課	03-5253-7525	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/svokan/ic_hiran.html
		危険物保安技術協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課危険物保安室	03-5253-7524	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/svokan/ic_hiran.html
	◎	日本行政書士会連合会	平成15年3月4日	自治行政局行政課	03-5253-5510	http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/svokan/ic_hiran.html
法 務 省	◎	日本司法書士会連合会	平成14年12月19日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	http://www.moj.go.jp/hisho/soshiki/kanbou_minkan_index.html
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	平成15年8月1日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	http://www.moj.go.jp/hisho/soshiki/kanbou_minkan_index.html
財 務 省	◎	日本税理士会連合会	平成14年10月29日	国税庁長官官房総務課 税理士監理室	03-3581-4161 (内線3610)	http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishiseido/rengokai/rengou.htm
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	平成15年10月1日	保険局保険課	03-5253-1111 (内線3249)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/hoken.html
		建設業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		林業・木材製造業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		鉱業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		中央職業能力開発協会	平成10年7月1日	職業能力開発局能力評価課	03-5253-1111 (内線5943)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/svokuno/siryo1.html
		中央労働災害防止協会	平成12年6月19日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
	◎	企業年金連合会	平成14年4月1日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo1.html
	◎	石炭鉱業年金基金	平成14年12月13日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo2.html
◎	全国社会保険労務士会連合会	平成15年3月31日	労働基準局監督課	03-5253-1111 (内線5161)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html	
農 林 水 産 省		農 林 中 央 金 庫	昭和61年9月8日	経営局金融調整課	03-3502-8111 (内線5248)	http://www.nochubank.or.jp/ir/disclosure/index.html
	◎	漁 船 保 険 中 央 会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険管理官	03-3502-8111 (内線6638)	http://www.maff.go.jp/j/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 農 業 会 議 所	平成14年4月1日	経営局農地政策課	03-3502-8111 (内線5168)	http://www.maff.go.jp/j/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会	平成14年4月1日	経営局協同組織課	03-3502-8111 (内線5223)	http://www.maff.go.jp/j/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 漁 業 共 済 組 合 連 合 会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険管理官	03-3502-8111 (内線6635)	http://www.maff.go.jp/j/corp/toku_min/index.html
経 済 産 業 省		東京中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index05.html
		名古屋中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index05.html
		大阪中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index05.html
		高 圧 ガ ス 保 安 協 会	昭和61年10月1日	商務流通保安グループ高圧ガス保安室	03-3501-1706	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index05.html
		日本電気計器検定所	昭和61年10月1日	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	03-3501-1748	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index05.html
	◎	日 本 商 工 会 議 所	平成14年4月1日	経済産業政策局経済産業政策課	03-3501-1674	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index10.html
	◎	全 国 商 工 会 連 合 会	平成14年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課小規模企業政策室	03-3501-1763	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index10.html
	◎	日 本 弁 理 士 会	平成14年8月29日	特許庁総務部秘書課弁理士室	03-3501-0062	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index10.html
◎	全 国 中 小 企 業 団 体 中 央 会	平成17年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index10.html	
国 土 交 通 省	◎	日 本 勤 労 者 住 宅 協 会	平成15年10月1日	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506	http://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/iutakukentiku_house_tk3_000012.html
		軽自動車検査協会	昭和62年10月1日	自動車局整備課	03-5253-8600	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000016.html
		日本小型船舶検査機構	昭和62年10月1日	海事局検査測度課	03-5253-8639	http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000007.html
		日本水先人会連合会	平成19年4月3日	海事局海技課	03-5253-8655	http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr10_000008.html

(注1) 厚生労働省の「企業年金連合会」は、平成17年10月に「厚生年金基金連合会」から名称変更。

(注2) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

指導監督基準の充足状況

所管官庁名	合 特 理 殊 化 法 計 人 画 等 関 係 理	法 人 名	指 導 監 督 基 準 該 当 事 項 数	指導監督基準の充足状況				24年度の指導状況	
				充足事項数	充足率(%)	未充足事項数	未充足率(%)	指 導 の 結 果 (基 準 充 足 の 有 無)	充 足 事 項 数
警 察 庁	◎	自動車安全運転センター	44	44	100.0	0	0.0	無	0
金 融 庁	◎	日本公認会計士協会	38	38	100.0	0	0.0	無	0
総 務 省		日本消防検定協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	35	34	97.1	1	2.9	無	0
		危険物保安技術協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	40	39	97.5	1	2.5	無	0
法 務 省	◎	日本司法書士会連合会	37	33	89.2	4	10.8	有	1
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	37	32	86.5	5	13.5	有	3
財 務 省	◎	日本税理士会連合会	34	34	100.0	0	0.0	無	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		建設業労働災害防止協会	37	37	100.0	0	0.0	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		鉱業労働災害防止協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		中央職業能力開発協会	43	43	100.0	0	0.0	無	0
		中央労働災害防止協会	37	37	100.0	0	0.0	無	0
	◎	企業年金連合会	38	37	97.4	1	2.6	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	39	39	100.0	0	0.0	無	0
	全国社会保険労務士会連合会	41	38	92.7	3	7.3	無	0	
農林水産省		農 林 中 央 金 庫	0	0	-	0	-	無	0
	◎	漁 船 保 険 中 央 会	31	31	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全 国 農 業 会 議 所	32	32	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会	32	30	93.8	2	6.3	無	0
	◎	全 国 漁 業 共 済 組 合 連 合 会	32	32	100.0	0	0.0	無	0
経 済 産 業 省		東京中小企業投資育成株式会社	34	34	100.0	0	0.0	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	34	34	100.0	0	0.0	無	0
		高 圧 ガ ス 保 安 協 会	42	42	100.0	0	0.0	無	0
		日 本 電 気 計 器 検 定 所	44	44	100.0	0	0.0	無	0
	◎	日 本 商 工 会 議 所	36	34	94.4	2	5.6	無	0
	◎	全 国 商 工 会 連 合 会	38	36	94.7	2	5.3	無	0
	◎	日 本 弁 理 士 会	40	40	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全 国 中 小 企 業 団 体 中 央 会	40	37	92.5	3	7.5	無	0
国 土 交 通 省	◎	日 本 勤 労 者 住 宅 協 会	31	31	100.0	0	0.0	無	0
		軽自動車検査協会	43	43	100.0	0	0.0	無	0
		日本小型船舶検査機構	42	42	100.0	0	0.0	無	0
		日本水先人会連合会	31	31	100.0	0	0.0	無	0
合 計			1,365	1,341	98.2	24	1.8		4

(注) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

(内訳)

1 事業に関する基準

所管官庁名	合特殊化計人等関係係理	法人名	て(1)補助金等に依存しないこと	の(2)①制度的独占事業	ど(3)従事的独占事業がとまづいていること	制(4)的独占事業がとまづいていること	実(5)態上独占とならないうる措置が講じられていないこと	独(6)占の弊害を克服する措置が講じられていないこと	の(7)②無実態上独占事業	独(8)占の弊害を克服する措置が講じられていないこと	取(9)手数料等対価の徴収の有無	が(10)HPで公表されていること	対(11)価の額・算定根拠がHPで公表されていること	と(12)区分経理等による管理が行われていること	表(13)支状況がHPで公表されていること	と(14)41検査明細の基準が客観的に明確であること	性(15)⑤が外注先選定の透明性と確保されていること	保(16)障の公正性を担っていること	役(17)職員の公正性を担っている規定が定められていること	24年度の指導状況			
																				指導充足の結果(有無)	充足事項数		
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	有	○	○	○	無	-	有	○	⑬	○	-	○	○	○	○	○	○	無	0	
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑰	○	○	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	無	-	-	-	無	-	有	⑮	⑮	○	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		危険物保安技術協会	○	無	-	-	-	無	-	有	⑮	○	○	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	○	有	○	-	○	無	-	有	⑰	⑰	○	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑰	24	21	○	-	○	○	○	○	○	有	1	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑰	24	21	○	-	○	○	○	○	○	有	1	
財務省	◎	日本税理士会連合会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑮	⑲	21	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	無	-	-	-	有	○	有	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		建設業労働災害防止協会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	⑮	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	⑮	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		鉱業労働災害防止協会	23	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		中央職業能力開発協会	⑮	無	-	-	-	有	○	有	⑮	○	○	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		中央労働災害防止協会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	企業年金連合会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	石炭鉱業年金基金	○	有	-	-	○	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
◎	全国社会保険労務士会連合会	○	有	○	-	○	無	-	有	⑰	○	○	○	-	○	○	○	○	○	無	0		
農林水産省		農林中央金庫	※下記参照																				
	◎	漁船保険中央会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	全国農業会議所	○	無	-	-	-	無	-	有	⑭	⑭	⑭	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	○	無	-	-	-	無	-	有	⑮	○	⑰	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		高圧ガス保安協会	○	無	-	-	-	有	○	有	⑮	⑭	⑭	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
		日本電気計器検定所	○	有	○	○	○	有	○	有	⑮	⑮	○	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	日本商工会議所	○	無	-	-	-	無	-	有	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	全国商工会連合会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	日本弁理士会	○	有	○	-	○	無	-	有	○	⑳	⑳	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	全国中小企業団体中央会	⑰	無	-	-	-	無	-	有	○	21	⑲	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
		軽自動車検査協会	○	有	○	○	○	無	-	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		日本小型船舶検査機構	○	有	○	○	○	無	-	有	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
		日本水先人会連合会	○	有	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	無	0	
合計																					2	2	
指導監督基準の充足状況等		24年度の指導の結果、充足した法人数	0	/	/	/	/	/	/	0	/	0	2	0	0	0	0	0	0	0		2	
		指導監督基準充足状況(法人数)	37	/	/	7	4	12	/	4	/	20	21	20	15	4	37	37				218	
		指導監督基準充足状況(充足率(%))	100.0	/	/	100.0	100.0	100.0	/	100.0	/	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				100.0	
		指導監督基準未充足状況(法人数)	0	/	/	0	0	0	/	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0				0
		指導監督基準未充足状況(未充足率(%))	0.0	/	/	0.0	0.0	0.0	/	0.0	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で、「㉒」は22FU時点で、「㉓」は23FU時点で、「㉔」は24FU時点で指導済み・基準適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

2 機関(役員等)に関する基準

所管官庁名	特殊法人等関係	法人名	24年度の指導状況																									
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	計	充足事項数		
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	⑰	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	○	○	-	-	⑱	⑲	⑲	○	⑱	○	-	⑲	⑲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	○	⑮	⑮	-	-	○	○	○	-	○	⑮	○	○	-	⑮	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		消防団員等公費災害補償等共済基金	○	○	⑮	○	○	-	○	⑮	○	22	○	⑮	○	⑮	-	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		危険物保安技術協会	○	○	⑮	○	-	-	○	⑮	○	-	○	⑮	○	⑮	-	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
法務省	◎	日本行政書士会連合会	○	○	⑰	○	-	○	⑰	⑰	○	⑲	○	⑰	⑰	⑰	○	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	日本司法書士会連合会	○	○	△	○	-	⑮	○	○	○	△	○	△	○	○	○	△	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
財務省	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	○	△	○	-	△	○	24	○	△	○	△	○	24	○	△	-	-	-	-	-	-	-	有	2	
	◎	日本税理士会連合会	○	○	-	○	-	⑮	-	-	-	○	21	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	⑱	○	-	-	○	○	○	○	○	⑱	○	⑲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
		建設業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	⑭	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0
		鉱業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	-	○	○	⑮	⑮	20	○	⑮	⑮	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0
		中央職業能力開発協会	○	○	⑮	○	○	-	○	○	○	⑱	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0
		中央労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	-	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0
		◎ 企業年金連合会	○	○	⑭	○	○	-	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	無	0
		◎ 石炭鉱業年金基金	○	○	⑭	○	○	-	○	○	○	○	○	⑰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑰	⑲	無	0
		◎ 全国社会保険労務士会連合会	○	○	△	○	-	○	⑰	⑰	○	21	○	△	-	-	○	22	22	22	△	22	22	△	22	無	0	
農林水産省		農林中央金庫	※下記参照																									
	◎	漁船保険中央会	○	○	20	○	-	○	○	20	○	⑮	○	20	○	20	○	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	全国農業会議所	○	○	⑰	○	-	○	○	⑰	○	-	○	⑰	○	⑰	○	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	○	○	○	○	-	○	○	⑱	○	20	○	△	○	⑱	○	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	○	20	○	-	○	○	20	○	21	○	20	○	20	○	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	-	⑮	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	-	⑮	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	-	⑮	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
		高圧ガス保安協会	○	○	⑮	○	○	-	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	-	○	○	○	○	○	○	⑰	○	無	0	
		日本電気計器検定所	○	○	⑮	○	○	-	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	-	○	○	○	○	○	○	⑮	○	無	0	
	◎	日本商工会議所	○	○	△	○	○	-	22	22	○	-	○	△	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
	◎	全国商工会連合会	○	○	⑰	○	○	-	○	○	○	-	○	△	○	○	⑰	⑰	⑰	△	⑰	⑰	△	⑰	⑰	無	0	
	◎	日本弁理士会	○	○	22	○	-	-	○	○	○	○	○	⑱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑱	22	無	0	
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	○	⑰	○	○	-	○	-	○	○	⑰	○	-	-	○	○	○	○	○	○	⑰	○	無	0		
		軽自動車検査協会	○	○	⑮	21	⑰	-	○	⑭	○	○	○	⑮	○	⑭	-	○	○	○	○	○	⑮	○	無	0		
		日本小型船舶検査機構	○	○	⑮	22	⑮	-	○	○	○	○	○	⑮	○	○	-	○	○	○	○	○	⑮	○	無	0		
		日本水先人会連合会	○	○	22	○	-	○	○	○	○	○	○	22	○	21	○	-	-	-	-	-	-	-	-	無	0	
合計																									1	2		
指導監督基準の充足状況等	24年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2			
	指導監督基準充足状況(法人数)		37	37	32	36	17	15	36	35	37	29	37	28	34	33	27	24	24	24	18	24						
	指導監督基準充足状況(充足率%)		100.0	100.0	88.9	100.0	100.0	93.8	100.0	100.0	100.0	90.6	100.0	80.0	100.0	100.0	100.0	92.3	100.0	100.0	81.8	100.0						
	指導監督基準未充足状況(未充足率%)		0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	9.4	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	18.2	0.0						

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑰」は14FU時点で、「⑱」は15FU時点で、「⑮」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で、「㉒」は22FU時点で、「㉓」は23FU時点で、「㉔」は24FU時点で指導済み・基準適合。網掛けの「△」は指導済み・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率%) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率%) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

3 財務及び会計に関する基準

所管官庁名	合特 理法 化計 画人 画等 関係 整理	法人名	てい(1) 会企 計業 化会 と理 計が 原則 にれ 従	わ従 れつ ての 他一 計計 計般 的か つ行 標	い切(2) る余 運裕 金 が 行 わ て て適	とが含(3) 策、 長 期 借 入 な 入 を 行 う こ 画 場	施適(4) に切 引 必 要 な 金 額 が 継 続 的 な 業 実 の	い減 引 金 等 が 公 表 さ れ て 増	こ会(5) 計取 上支 監の 決 算 額 を 合 十 認 憶	24年度の 指導状況	
										指 導 充 足 の 結 果 無 △ ×	充 足 事 項 数
警 察 庁	◎	自動車安全運転センター	○	-	○	-	○	○	⑬	無	0
金 融 庁	◎	日本公認会計士協会	-	○	-	-	○	○	⑭	無	0
総 務 省		日本消防検定協会	○	-	○	-	○	○	-	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	-	-	○	○	×	無	0
		危険物保安技術協会	○	-	-	-	○	○	-	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	-	○	○	-	○	○	-	無	0
法 務 省	◎	日本司法書士会連合会	-	○	○	○	○	⑮	-	無	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	-	○	○	-	○	○	-	無	0
財 務 省	◎	日本税理士会連合会	-	○	-	○	○	○	-	無	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	⑯	-	○	-	○	○	○	無	0
		建設業労働災害防止協会	-	○	○	-	○	○	⑯	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	-	○	-	-	○	○	-	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	-	○	-	-	○	○	-	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	-	○	-	-	○	○	-	無	0
		鉱業労働災害防止協会	-	○	○	-	○	○	-	無	0
		中央職業能力開発協会	○	○	○	-	○	○	⑯	無	0
		中央労働災害防止協会	⑰	-	○	-	○	○	⑯	無	0
	◎	企業年金連合会	○	-	○	-	○	○	⑰	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	○	-	○	-	○	○	○	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	-	○	-	○	○	○	-	無	0	
農林水産省		農林中央金庫	※下記参照								
	◎	漁船保険中央会	○	-	○	-	○	○	-	無	0
	◎	全国農業会議所	○	-	-	-	○	○	-	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	-	⑱	-	-	-	-	△	無	0
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	-	○	21	○	⑰	-	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	-	○	-	○	○	○	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	-	○	-	○	○	○	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	-	○	-	○	○	○	無	0
		高圧ガス保安協会	○	-	○	-	○	○	○	無	0
		日本電気計器検定所	-	○	○	-	○	○	⑱	無	0
	◎	日本商工会議所	-	○	○	-	○	○	○	無	0
	◎	全国商工会連合会	-	○	○	-	○	○	⑳	無	0
	◎	日本弁理士会	-	○	-	-	○	○	○	無	0
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	⑲	○	-	-	○	○	-	無	0
		軽自動車検査協会	⑳	-	-	-	○	○	⑲	無	0
		日本小型船舶検査機構	○	-	○	-	○	○	-	無	0
		日本水先人会連合会	-	○	○	-	○	○	-	無	0
合 計										0	0
指導監督基準 の充足状況等	24年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	0	0	0	0	0	
	指導監督基準充足状況(法人数)		20	20	24	4	36	36	17	157	
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	89.5	計 98.7	
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	0	0	0	0	2	2	
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	1.3	

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で、「㉑」は21FU時点で、「㉒」は22FU時点で、「㉓」は23FU時点で、「㉔」は24FU時点で指導済み・基準適合。網掛けの「△」は指導済み・基準未適合、「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

4 株式の保有等に関する基準

所管官庁名	合特殊 理法 計人 画等 関係 整理	法人名	こ出法場(1) とは人合法 原等を定 則へ除業 行のきで わ基、で な金公あ い提益る	則社合 行等を定 わへ除業 なき務 ない出、で 資株あ とは式 こと原 会場	さ資報て出務 れ先告い又等 ての書はと定 既に出し資 要拠合資て金 が出、を基供 と記・事行金給 載出業→提業	24年度の指導状況			
						有(一)指 無)基 導の 充 足 果 の	充 足 事 項 数		
警 察 庁	◎	自動車安全運転センター	-	-	-	無	0		
金 融 庁	◎	日本公認会計士協会	-	-	-	無	0		
総 務 省		日本消防検定協会	-	-	-	無	0		
		消防団員等公務災害補償等共済基金	-	-	-	無	0		
		危険物保安技術協会	-	-	-	無	0		
	◎	日本行政書士会連合会	○	△	⑮	無	0		
法 務 省	◎	日本司法書士会連合会	-	-	-	無	0		
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	-	-	-	無	0		
財 務 省	◎	日本税理士会連合会	-	-	-	無	0		
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	-	-	-	無	0		
		建設業労働災害防止協会	-	-	-	無	0		
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	-	-	-	無	0		
		林業・木材製造業労働災害防止協会	-	-	-	無	0		
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	-	-	-	無	0		
		鉱業労働災害防止協会	-	-	-	無	0		
		中央職業能力開発協会	-	-	-	無	0		
		中央労働災害防止協会	-	-	-	無	0		
	◎	企業年金連合会	-	-	-	無	0		
	◎	石炭鉱業年金基金	-	-	-	無	0		
◎	全国社会保険労務士会連合会	-	-	-	無	0			
農林水産省		農 林 中 央 金 庫	※下記参照						
	◎	漁 船 保 険 中 央 会	-	-	-	無	0		
	◎	全 国 農 業 会 議 所	-	-	-	無	0		
	◎	全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会	-	-	-	無	0		
	◎	全 国 漁 業 共 済 組 合 連 合 会	-	-	-	無	0		
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0		
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0		
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0		
		高 圧 ガ ス 保 安 協 会	-	-	-	無	0		
		日 本 電 気 計 器 検 定 所	-	-	-	無	0		
	◎	日 本 商 工 会 議 所	-	○	○	無	0		
	◎	全 国 商 工 会 連 合 会	-	○	-	無	0		
	◎	日 本 弁 理 士 会	-	-	-	無	0		
◎	全 国 中 小 企 業 団 体 中 央 会	-	21	-	無	0			
国土交通省	◎	日 本 勤 労 者 住 宅 協 会	-	-	-	無	0		
		軽自動車検査協会	-	-	-	無	0		
		日本小型船舶検査機構	-	-	-	無	0		
		日本水先人会連合会	-	-	-	無	0		
合 計						0	0		
指導監督基準 の充足状況等	24年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	計	0		
	指導監督基準充足状況(法人数)		4	6	5		15		
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	85.7	100.0		93.8		
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	1	0		1		
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	14.3	0.0		6.3		

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「㉑」は19FU時点で、「㉒」は20FU時点で、「21」は21FU時点で、「22」は22FU時点で、「23」は23FU時点で、「24」は24FU時点で指導済み・基準適合。網掛けの「△」は指導済み・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+21+22+23+24) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+21+22+23+24+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+21+22+23+24+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

